

神戸学院大学任期付事務職員任用規程（抜粋）

（目的）

第1条 この規程は、神戸学院大学(以下「本学」という。)において、任期を定めて任用する事務職員(以下「任期付事務職員」という。)の任用について定める。

（任期付事務職員の種類）

第2条 任期付事務職員の名称・職名、任期及び再任に関する事項については、別表のとおりとする。

（労働契約）

第5条 任期付事務職員を任用する場合は、学校法人神戸学院と任用される者との間で任期を定めた契約を交わすものとする。

（業績評価）

第6条 第2条及び別表に定める再任にあたっては、任期中の業績評価を行うものとする。

（運用細則）

第7条 この規程に定めるもののほか、任期付事務職員に対する給与及び待遇等実施に必要な事項は、運用細則においてこれを定める。

別表

名称	職名	任期	再任の可否	再任時の任期
任期付事務職員A	事務職員	3年	再任用可(1回)	2年
任期付事務職員B		3～5年	再任用不可	
任期付事務職員C		3年	再任用可(1回)	2年